

[事案 28-222] 新契約無効請求

・平成 29 年 8 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から望ましくない保険に多件数加入させられ、また契約者貸付を受けて保険料を支払っていたなどとして、各契約および契約者貸付の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 18 年 8 月に契約した介護保障保険ほか計 4 件の保険契約を無効とし、既払込保険料を返還するとともに、平成 11 年 5 月に契約した終身保険等の契約者貸付 2 件を取り消してほしい。

- (1)各契約時には 70 歳を超えた高齢者であり、判断力や理解力が衰えていた。
- (2)募集人は、詳しい十分な説明をせずに各契約の申込書の署名捺印を求めた。
- (3)各契約は自分の望む保険ではなく、募集人から頼み込まれ、断ることができず契約した。
- (4)合計保険料月額は 10 万円を超えており、募集人から勧められた契約者貸付を受けて、これらの保険料を支払っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は設計書等にて保障内容を説明し、納得いただいた上で申立人から各契約の申込手続を受けており、本人の意思判断能力にも問題はない。
- (2)各契約者貸付については、申立人から募集人に利用相談があり、制度を紹介したものの、最終的には本人が自主的に申込み、正当な手続を経て実行されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各契約時の申立人の判断力等を確認することはできず、募集人の詐欺または脅迫、あるいは執拗な募集や契約の強要等の不適切な募集行為があったとは認められず、申立人が保険料のために契約者貸付を受けており、その内容を誤信していたとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人の収入は年金収入等のみであり、継続的に 10 万円を超える保険料を支払うに十分な収入があったとは認められず、むしろ申立人は継続的に数十万円ずつの契約者貸付を受けていた。そして、当事者の事情聴取の結果から、上記各契約を含む多数の保険契約の必要性については疑問が残り、募集人は、各契約の際、申立人の収入状況の確認、ニーズの把握が不十分であった可能性がある。
- (2)申立人の家族が、保険会社の支社役職者に対し、募集人が申立人宅を訪れて保険契約の手続をすることを禁止する旨の連絡を入れ、募集人はそのことを認識しながら、その後も申立人宅を訪問し、契約の更新手続をしている。